

令和6年度八戸市自主防災組織活動支援助成金交付要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、自主防災組織の活動に要する経費の一部を支援することにより、防災活動に継続性を持たせるとともに、地域防災力の向上を図ることを目的として、八戸市自主防災組織活動支援助成金(以下「助成金」という。)を交付するものとし、その交付については八戸市補助金等の交付に関する規則(昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(対象団体)

第2条 助成金の交付の対象となる団体(以下「対象団体」という。)は、規約、防災計画、組織図等により、平常時及び災害時における活動を明確にしており、市に設立の届出を行った自主防災組織とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度内において、助成金の交付を受けた対象団体は、再度助成金の交付を受けることができない。

(対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、対象団体が行う防災に関する活動(以下「助成対象活動」という。)に係る経費のうち、別表第1に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の対象としない。

- (1) 他の補助金、助成金等を受けているもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) その他市長が不相当と認めるもの

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、50,000円を上限とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の助成金交付申請書は、自主防災組織活動支援助成金申請書(様式第1号)のとおりとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織活動計画書(様式第2号)
- (2) その他市長が必要と認める書類

(事業の審査及び交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、これを審査し、助成金の交付が適当であると認めるときは、規則第5条の規定による通知を、自主防災組織活動支援助成金交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(取下げ期日)

第7条 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、助成金の交付の通知を受けた団体が、交付決定通知書を受領した日から起算して7日とする。

(変更等の申請)

第8条 規則第7条の規定による助成対象活動の変更等がある場合は、速やかに自主防災組織活動変更(中止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(変更等の承認)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、これを審査し、助成金の交付が適当であると認めるときは、規則第5条の規定による通知を、自主防災組織活動支援助成金変更交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の実績報告書は、自主防災組織活動実績報告書(様式第6号)のとおりとし、活動が完了した日の翌日から起算して30日を経過する日、又は令和7年3月14日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第12条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 自主防災組織活動実績報告書(様式第7号)
- (2) 助成対象経費の領収証の写し
- (3) 活動結果が確認できる写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第11条 規則第13条の規定による通知は、自主防災組織活動支援助成金額確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(助成金の交付時期)

第12条 助成金は、規則第13条の規定によりその額が確定した後、対象団体が自主防災組織活動支援助成金請求書(様式第9号)に基づき、一括交付する。ただし、市長は、特に必要があると認められるときは、補助金の額の確定前であっても対象団体からの請求に基づき、事業の実績に応じて概算払をすることができる。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付及び助成対象活動の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

助成対象経費	<ul style="list-style-type: none">○ 防災訓練の開催に係る消耗品費、燃料、材料費、保険料等の経費○ 防災マップ、パンフレット、チラシ等の作成費又は購入費○ 防災資機材修繕費○ 防災研修会等の開催又は参加に係る消耗品費、会場借上、講師謝礼、受講料、移動費・日当等の経費○ その他自主防災組織の活動に必要と認める経費
--------	---